



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……一
- 都市計画事業の認可……(都市整備局都市基盤部施設計画課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部有害化学物質対策課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……二
- 公 告
- 開発行為に関する工事完了……二
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……二
- 土地収用法施行令に基づく公示送達……三
- ……(東京都収用委員会)……三
- 平成十八年度危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……三
- ……(東京消防庁)……三
- 平成十八年度防火管理講習の実施……四
- ……(同)……四
- 平成十八年度自衛消防技術試験の実施……六
- ……(同)……六
- 東京都知事の委任に係る平成十八年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施……六

告示

東京都告示第百十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成十八年二月三日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 日時 平成十八年二月十六日 午後二時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 有限会社創進建設システム

(二) 代表者氏名 代表取締役 今井正司

(三) 主たる事務 杉並区阿佐谷南三丁目三十一番十四号
所の所在地 戸門中杉ビル3階

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第七九〇八五号

(五) 免許年月日 平成十七年十一月二日

東京都告示第百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成十八年二月三日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 施行者の名称 大田区

- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第四・四・十六号大森ふるさとの浜辺公園
- 三 事業施行期間 平成十八年二月三日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 大田区平和の森公園及びふるさと浜辺公園各地内 使用の部分 大田区ふるさとの浜辺公園地先

東京都告示第百十七号

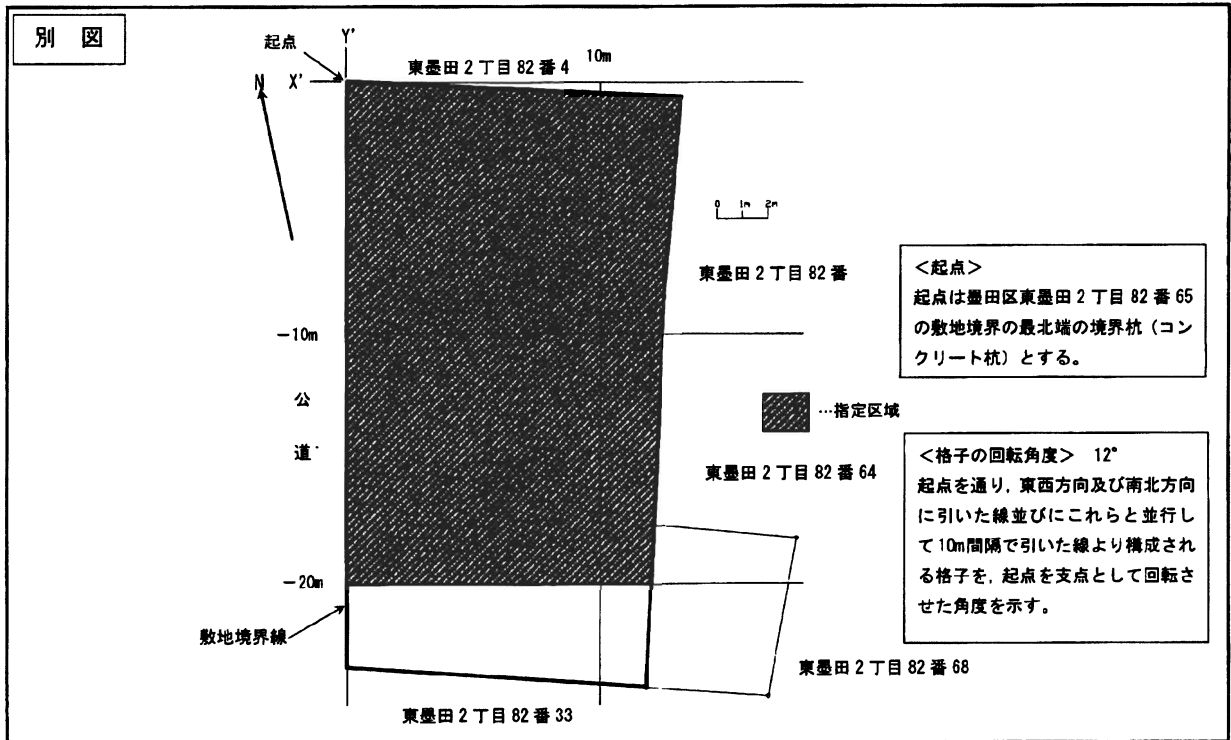
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成十八年二月三日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり(墨田区東墨田二丁目八十二番六十五の一部)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物



●東京都告示第百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第五条第四項の規定に基づき、平成十七年東京都告示第千二百四十八号により指定した区域の全部の指定を解除する。

平成十八年二月三日

東京都知事 石原 慎太郎

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年二月三日

東京都多摩建築指導事務所長

河村 茂

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

多摩市大字和田字九号七百八十五番の一部
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 森 和彦

調布市深大寺南町二丁目二十四番七及び同番七地先
杉並区荻窪五丁目十五番二十二号
株式会社壇設計事務所
代表取締役 小野 拓也

武蔵野市関前三丁目五百四十七番一
中央区日本橋室町二丁目一番一
三井不動産株式会社
代表取締役 岩沙 弘道

三鷹市下連雀三丁目二百九十八番二十三及び同番二十六
渋谷区千駄ヶ谷四丁目十九番十二号